



平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社マーベラスAQL
 代 表 者 代表取締役社長 許田 周一
 (コード：7844 東証第一部)
 問合せ先 取締役 執行役員 管理統括本部長
 山角 信行
 電話番号 03-5769-7447 (代)

**(訂正)「株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更
 及び配当予想の修正に関するお知らせ」の一部訂正について**

平成 25 年 5 月 24 日に開示いたしました「株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当
 予想の修正に関するお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(訂正内容)

平成 25 年 6 月 21 日 (金) 開催予定の第 16 回定時株主総会に付議予定の「定款一部変更」の議案内容に
 記載不足がありましたので訂正いたします。

【訂正前】

4. 定款の一部変更

(1) ~ (2) 原文省略

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株 式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求</u> <u>をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の</u> <u>割当て及び募集新株予約権の割当てを</u> <u>受ける権利</u>
(新設)	附則 第 1 条 <u>第 6 条の変更及び第 7 条、第 8 条の新設</u> <u>並びにこれらに伴う条数の繰下げの効力</u> <u>発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u> 第 2 条 <u>前条及び本条の規定は、平成 25 年 10 月</u> <u>1 日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更の日程

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 取締役会による決議日（第6条の変更、第7条の新設） | 平成25年5月24日 |
| ② 株主総会による決議予定日（第8条の新設） | 平成25年6月21日 |
| ③ 定款変更の効力発生日 | 平成25年10月1日 |

【訂正後】（訂正対象部分は 〇〇〇 で示します）

4. 定款の一部変更

(1) ~ (2) 原文省略

(3) その他の変更

- ① 目的の追加
(理由) 事業内容の現状に即し、目的の明確化を図るため
- ② 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更
(理由) 株主総会及び取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため
- ③ 取締役員数の変更
(理由) 経営体制の一層の強化を図るため

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (省略) 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給及び輸出入 3. ~15. (省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給、 <u>配信</u> 及び輸出入 3. ~15. (省略)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条~第10条 (条文番号変更)	第9条~第12条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役がこれに代わる。</u>	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> が招集し、その議長となる。 <u>代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>

<p>第12条～第15条 (条文番号変更)</p>	<p>第14条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>(員数) 第16条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>(員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p>
<p>第17条～第19条 (条文番号変更)</p>	<p>第19条～第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>(取締役会) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数の場合又は代表取締役に</u>事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、<u>先順位の取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p>
<p>第21条～第38条 (条文番号変更)</p>	<p>第23条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 <u>第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれらに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u> 第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成25年10月1日をもってこれを削除する。</u></p>

(4) 変更の日程

- ① 取締役会による決議日
(第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げ) 平成25年5月24日
- ② 株主総会による決議予定日
(第2条・第11条・第16条・第20条の変更。第8条の新設及びこれに伴う条数の繰下げ) 平成25年6月21日
- ③ 定款変更の効力発生日
(第2条・第11条・第16条・第20条の変更) 平成25年6月21日
- ④ 定款変更の効力発生日
(第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれらに伴う条数の繰下げ) 平成25年10月1日

以 上